



米国の遺族年金／相続税の課税対象となると判断！

令和8年2月25日、初めて、外国の遺族年金が相続税の課税対象となると判断した判決が、東京地裁から2件出されました。今回は、そのうちの1件（令和6年（行ウ）第184号）をご紹介します。

（令和8年2月25日東京地裁・棄却・控訴・TAINSコード：Z888-2838）

<事案の概要>

この事案は、原告が父である乙（被相続人）の相続に係る相続税の申告をしたところ、処分行政庁が、被相続人の配偶者であり、共同相続人の一人である丙（本件妻）が取得した米国の遺族年金である「widow's benefits」を受給する権利（本件受給権）は相続税法3条1項6号所定の財産（みなし相続財産）に該当するものであり、その評価額を全ての相続人に係る課税価格に加算すべきであるなどとして、原告の相続税の更正処分等をしたことから、原告が、本件受給権はみなし相続財産に該当しないなどと主張して、更正処分等の取消しを求めるものです。

<裁判所の判断>

東京地裁では、次のとおり判断し、更正処分等は適法であるとして、原告の請求を棄却しました。

- ① 本件受給権は、米国連邦規則集の規定に基づき、被相続人の遺族である本件妻が直接取得した米国遺族年金を受給する権利であるから、法令等の規定によって相続人等が直接に取得する定期金に関する権利であると認められる。したがって、本件受給権は、「定期金に関する権利で契約に基づくもの以外のもの」（相続税法3条1項6号）に当たり、相続により取得したものとみなされるから、相続税の課税財産となる。
- ② 本件受給権は、相続税法24条5項が準用する同条各項の規定が準用され、本件受給権は、その目的とされた者が死亡するまでの間、定期的に金銭その他の物の給付を受ける権利である「終身定期金」（相続税法24条1項3号柱書き）に当たるから、同条5項が準用する同条1項3号によって評価するのが相当である。そして、本件受給権には相続税法24条1項3号イ及びロに規定する金額がないから、本件受給権の評価額は、同号ハの規定を準用して評価することとなる（相基通24-4参照）。
- ③ 相続開始日における本件受給権の評価に当たっては、「当該契約に関する権利を取得した時におけるその目的とされた者に係る余命年数」については完全生命表を踏まえて算出した10年を、「当該契約に基づき給付を受けるべき金額の一年当たりの平均額」については本件受給額（令和元年受給額1万3272米国ドル）を、「当該契約に係る予定利率」については米国の社会保障年金信託基金の実効金利を、それぞれ用いて評価することが相当である。そして、相続開始日の前日における原告の取引金融機関が公表する米国ドルの対顧客電信買相場（TTB）107.52円を前提に、本件受給権の評価額についてみると、1万3272米国ドルに余命年数である10年に応ずる令和元年の実効金利2.8%による複利年金現価率8.618を乗じたものを邦貨換算した1229万7922円となる。更正処分における本件受給権の評価額は、これと同額であり、正当なものといえる。
- ④ 厚生年金保険法による遺族年金等については相続税の課税対象とならない一方、本件受給権については相続税の課税対象となるところ、このような取扱いの相違は、厚生年金保険法41条2項等の個別法における規定の有無によるものである。米国遺族年金の受給権である本件受給権について、相続税の課税対象としない旨の規定を設けなかったとしても、そのことから直ちに立法府の裁量の範囲を逸脱し、これを濫用したこととなるものではない。そして、本件受給権について相続税の課税対象としない旨の個別の規定が設けられていないことを前提に、本件受給権が課税財産に当たるものとして行われた更正処分等についても、合理性を欠くということはいえない。……（税法データベース編集室 依田孝子）

◇以上の判決について詳細（全文・A4判 35 頁）が必要な方は、2,500 円（税抜）で頒布しますので下記あてご一報ください。